

(仮称) 長崎市三重学校給食センター整備運営事業
特定事業の選定について

長崎市（以下「本市」という。）は、令和元年6月24日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に関する実施方針を公表した。今般、PFI法第7条の規定により、（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和元年8月14日

長崎市長 田上 富久

1. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)

(2) 公共施設の管理者の名称

長崎市長 田上富久

(3) 事業内容

本事業の実施のために設立された特別目的会社(以下「事業者」という。)が以下の業務を実施するものとする。

- ア (仮称)長崎市三重学校給食センター(以下「新学校給食センター」という。)の設計業務及び建設・工事監理に関する業務
- イ 新学校給食センターの維持管理及び運営に関する業務

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により作成された契約書に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 18 年 7 月 31 日までとする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

- ア 事業用地:長崎市豊洋台 2 丁目 56 番地 260、261
- イ 敷地面積:約 7,700 m²
- ウ 調理能力:提供食数最大 8,000 食/日(アレルギー対応食 150 食/日を含む)

(7) 事業の対象範囲

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務(必要に応じて、現況測量、地盤調査等)
- (イ) 設計業務
- (ウ) 電波障害調査業務
- (エ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (オ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設・工事監理業務

- (ア) 新学校給食センターの建設業務
- (イ) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (ウ) 什器・備品等の設置業務
- (エ) 食缶等の調達業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 近隣対応・対策業務
- (キ) 電波障害対策業務
- (ク) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ケ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 什器・備品等保守管理業務
- (エ) 食缶等の更新業務
- (オ) 外構等維持管理業務
- (カ) 環境衛生・清掃業務
- (キ) 警備保安業務
- (ク) 修繕業務（大規模修繕を除く）
- (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 給食調理業務（アレルギー対応食を含む）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 給食配送・食器等回収業務
- (オ) 配送校での給食配膳業務
- (カ) 食器等洗浄・残渣処理等業務
- (キ) 運営備品調達業務
- (ク) 開業準備業務
- (ケ) 献立作成支援業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) 広報支援業務
- (シ) 本事業に伴う各種申請等業務

(※) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2. 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） ② 維持管理及び運営費用 ③ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理及び運営費、割賦手数料、開業前経費、融資組成手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税収（市税）を調整
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：約 16 年 5 ヶ月（設計・建設：1 年 9 ヶ月、維持管理・運営：14 年 8 ヶ月） ② 割引率：1.16% ③ インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） 学校教育事業債 ・ 償還期間 25 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回） 地方単独事業債 ・ 償還期間 20 年（元本据置 3 年） ・ 元金均等償還（年 2 回） ※ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） ・ 本市が自ら実施する場合と同一条件 ③ 事業者の自己資金 ④ 民間金融機関借入金 ・ 償還期間 15 年 ・ 元利均等償還（年 4 回） ※ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
設計及び建設・工事監理に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

イ 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	10,617.5 百万円	8,453.3 百万円
指数	100.0	79.6

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

ア 給食サービスの向上

新学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、当該敷地への進入路の整備等を含め、限られた敷地を有効に活用しつつ、施設機能が向上し、効率的かつ効果的な調理環境が創出されることが期待できる。これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全かつ安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 事業として実施する場合、想定可能なリスクについて、本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、長期にわたる維持管理及び運営期間を通じて事業者により一定額ずつ支払うこととなるため、新学校給食センターの施設整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 20.4%の削減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。